

第四十 三、四 十五類	[略]	第四十 三、四 十五類	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
備考 表中の「」は注記である。			

附則

- 1 この省令は、令和二年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

告 示

○金融庁告示第一号

労働金庫法施行規則及び労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和元年内閣府令第九号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件（平成二十六年金融庁告示第八号）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

令和元年十一月二十一日

金融庁長官 遠藤 俊英
厚生労働大臣 加藤 勝信

○金融庁告示第二号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第七号）及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十一日
金融庁長官 遠藤 俊英
厚生労働大臣 加藤 勝信

（労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）
第一条 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 [略]	1 [同上]
2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。	2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（労働金庫法施行規則第九十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。
3 [略]	3 [同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部改正）

第二条 労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
「題名」労働金庫法施行令第五条第十 二項第四号並びに労働金庫法施行規則 第九十五条の五第二項、第九十六条第	「題名を付する。」